

特集《商標》

地理的表示制度 商標法との比較の視点から



会員・弁護士 農林水産知財対応委員会副委員長 外村 玲子

要 約

農林水産省は、「知的財産推進計画 2019」,「農林水産省農林水産技術会議事務局の知的財産に関する取組について」等を公表し、近時、特に知的財産権の積極的な取得、効果的な活用、マネジメント強化に取り組んでいる。かかる農水省の動向を受け、今年度、本会の研修として「地理的表示 (GI) - その全容」セミナーを全国で実施し、アグリビジネス分野でも弁護士が活躍できるようバックアップを行っている。本稿では、新たにアグリビジネス分野の業務を切り拓き、依頼者により充実したサービスを提供できるよう地理的表示保護制度の概要を説明し、商標 (地域団体商標) との選択等について紹介する。

目次

1. はじめに
2. 地理的表示制度の概要
 - (1) 地理的表示の定義, 特徴
 - (2) 登録申請手続における特徴
 - (3) 登録等
 - (4) 登録後の手続
 - (5) GI 法と商標法の関係
 - (6) 不正使用の対応
3. 商標と地理的表示の特徴を活かした選択, 使い分け
4. 相互保護 (海外における保護)
5. 弁護士業務における農水知財の位置付け

1. はじめに

例えば、夕張メロン、市田柿、神戸ビーフのように、気候・風土等自然条件としての特性や伝統的な生産方法が、品質の特性に結びついている産品が日本全国にある。地理的表示保護制度は、これらの産品の名称 (地理的表示) (「夕張メロン」「市田柿」「神戸ビーフ」等の名称) を、当該産品の特性と共に国 (農林水産省) に登録し、知的財産として保護する制度である。⁽¹⁾

平成 26 年 6 月に通称「地理的表示法」 (特定農林水産物等の名称の保護に関する法律) (以下「GI 法」という) が成立し、地域の特色ある農産品や食品の名称を国 (管轄: 農林水産省) が保護する地理的表示保護制度が本格的に始まった。しかし、まだ「初めて聞いた」という会員も相当おられると思う。地理的表示保

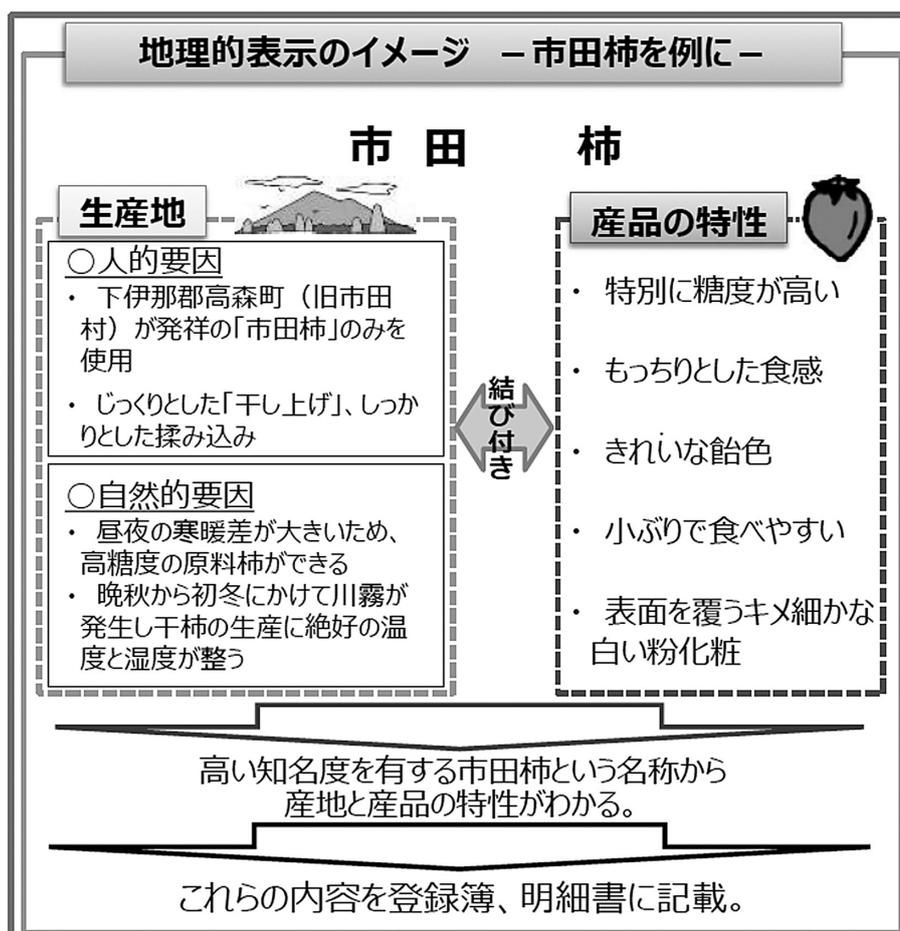
護制度は、名称を保護する特徴があるため、本稿では商標法と比較する視点を通して、地理的表示保護制度の概要を説明する。その上で、商標との特徴を活かした使い分け、弁護士業務における地理的表示制度の位置づけ等について、紹介する。

2. 地理的表示制度の概要

(1) 地理的表示の定義, 特徴

- ① GI 法における定義では、「地理的表示」とは、特定農林水産物等の名称の表示をいうと規定する (2 条 3 項)。ここで言う「特定農林水産物等」とは、「特定の場所、地域又は国を生産地とするものであること。」と「品質、社会的評価その他の確立した特性 (以下単に「特性」という) が前号の (筆者注: 前述の) 生産地に主として帰せられるものであること。」のいずれにも該当する農林水産物等である (2 条 2 項)。

特定農林水産物等の具体的内容を、登録第 13 号の市田柿を例として説明する。市田柿は、長野県飯田市、長野県下伊那郡ならびに長野県上伊那郡のうち飯島町および中川村を産地とするが、同地域では、昼夜の寒暖差が大きいため高糖度の原料となる柿ができ、晩秋から初冬にかけて川霧が発生し干柿の生産に絶好の温度と湿度が整う (自然的要因)。また、市田柿は、下伊那郡高森町 (旧市田村) 発祥の柿のみを原料として使用し、じっくりとした「干し上げ」を行い、しっかり揉



[農林水産省資料「地理的表示法について－特定農林水産物等の名称の保護に関する法律－」]

み込みを行う製法（人的要因）により、特別に糖度が高い、もっちりとした食感、きれいな飴色、小ぶりで食べやすい、表面を覆うキメ細かな白い粉化粧という特性を有する（産地と産品の特性の結びつき）。

このように、地理的表示は、名称の保護に伴い、対象産品について、気候・風土等自然条件としての特性や伝統的な生産方法が品質の特性に結びついていることを前提とするため、産品の品質も併せて保護する特徴を有する。

② TRIPS 協定について

地理的表示保護制度は、もともと、1900年代初頭にヨーロッパで創設された。日本のGI法は、同法1条（目的）において、「この法律は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Cの知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に基づき特定農林水産物等の名称の保護に関する制度を確立する」と規定するとおり、TRIPS協定に由来する。

TRIPS協定では、「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特

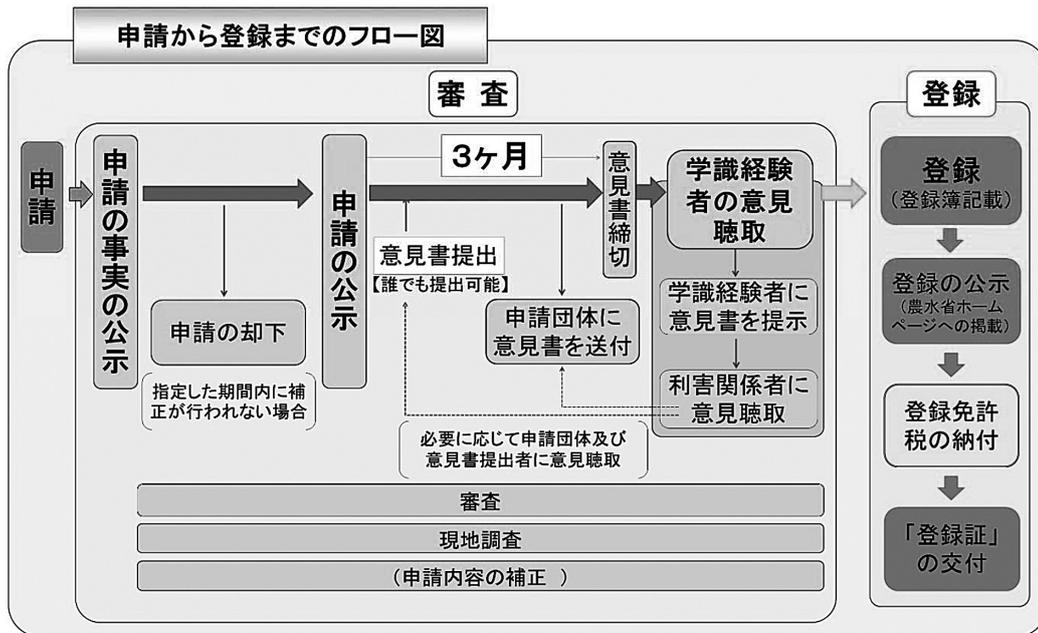
性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいうと定義されている（TRIPS協定第22条1）⁽²⁾

前述のとおり、日本では平成26年6月にGI法が成立したが、諸外国では100か国以上で既に導入されている⁽³⁾。諸外国の保護制度は、証明商標・団体商標の既存のシステムのみにより保護を行う国（米国商標法、韓国商標法等）、商標法中にGIあるいは原産地名に関する独立した条項を備えて保護する国（中国商標法、ドイツ商標法）、産業財産権の一類型として、独自の保護を図る国（フランス、イタリア、ブラジル等）など様々である。⁽⁴⁾

(2) 登録申請手続における特徴

① 登録申請手続の流れ

弁理士として地理的表示保護制度に取り組む場合、まず、登録申請手続のサポートが挙げられる。地理的表示の登録申請は、生産業者（産品が加工品の場合は、加工業者が該当する）で組織する団



〔農水省資料「地理的表示保護制度登録等申請マニュアル」〕

体（以下、「生産者団体」という）が申請者として、農林水産大臣宛に（提出先は、農水省食料産業局）、申請書と添付書類（明細書、生産行程管理業務規程等）を提出して行く。農水省で提出書類を審査の上、産品をその名称、生産の方法等とともに登録するが、登録手続の大まかな流れは、上の図のとおりである。詳細な登録申請手続について、農水省は、平成31年1月31日付けで「地理的表示保護制度登録等申請マニュアル（平成31年1月31日付け30食産第4245号食料産業局長通知）」を制定し、農水省のウェブサイトで公表している。⁵⁾

② 登録要件

登録要件は、大きく3つに分けられる（産品に関する基準、産品の名称に関する基準及び生産者団体、生産方法に関する基準）。

ア 産品に関する基準（GI法2条2項等）

産品に関する基準は、前述のように、特定農林水産物等であること、特定の場所、地域等を生産地とするものであること、品質、社会的評価その他の特性が、自然条件、伝統的製法など生産地域との結び付きを有すること、特性が確立したものであることが挙げられる。概ね25年以上の生産実績があることが望ましいとされる。

イ 産品の名称に関する基準（GI法2条3項及び13条1項4号等）

産品の名称が①普通名称であるときや、②産

品の名称が名称から産地を正しく特定できる、名称から産品の特性を正しく特定できるという両要件を満たさない場合、また、③既に商標登録されているとき（但し、商標権者がGI登録に同意している場合を除く）は登録要件を満たさない。

例えば、「小松菜」（コマツナ）は、東京の小松川（江戸川区）に由来するが、現在は東京都、神奈川県、埼玉県、福岡県や大阪府等でも生産されているため、名称から産地を正しく特定できない状況にあり、上述の要件を満たさない。
ウ 生産者団体、生産方法に関する基準（GI法2条5項及び13条1項2号等）

生産者団体、生産方法に関する基準として、生産行程を管理する生産者団体があること（法人格は問わず、外国の団体も申請登録できる）、生産者団体について、加入の自由が規約等に定められていること、生産者団体が、産品の特性を確保するための規程である「生産行程管理業務規程」を作成し、遵守できること、生産者団体が生産行程管理業務を実施するために必要な経理、人管理体制を有すること等が挙げられる。

エ かかる登録要件に加え、黒毛和牛については個別の基準がある。すなわち、農水省は、牛肉の肉質では産地の区別が困難であるため、社会的評価に基づく考え方を公表している。具体的には、全国的な枝肉共進会などで、複数回の受

賞歴がある等の産地銘柄として評価されていること、地域・団体としての取組であること、これらを継続的な取り組みとして行っていることが基準となる。

例えば、登録第58号の「鹿児島黒牛」は、複数の大会において、肉質や肉量について審査する「肉牛の部」で内閣総理大臣賞・農林水産大臣賞を受賞した等との事実を適示し、全国的に高い認知度を有することを説明している。

③ 提出書類の概要

登録申請の際の提出書類は、主として、申請書、明細書（団体毎の品質の基準）、生産行程管理業務規程（団体が行う品質管理業務に関する定め）であり、その他、委任状、GI法2条5項に規定する生産者団体であることを証明する書類、最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書又はこれらに類する書類等がある。外国の団体が申請する場合は、誓約書の提出も必要となる。

④ 申請書の記載事項

ア 名称

ひらがな・カタカナ・漢字（当該名称を表すものとして通常用いられる漢字に限る）・ローマ字（訓令式・ヘボン式）に変更したものは、申請名称と同一と扱われ、登録名称を外国語に翻訳した名称も保護される。）同一の農林水産物等を指称する名称として需要者に認知されている名称が複数ある場合、複数の名称を登録することができる。例えば、登録第3号として、神戸ビーフ（コウベビーフ）、神戸肉（コウベニク）、神戸牛（コウベギユウ）、KOBE BEEFが登録されている。

イ 区分

区分は、従前はJAS制度等を勘案して42区分であったが、平成31年法改正において、国際的な基準（ニース商品分類）、製品の生産、流通の実態を踏まえて22区分に改正された。

原則として、1つの申請では1つの区分となる。例外的に①同一の名称であって、②一貫した特性を有していることから需要者において一体の農林水産物等として認知されている場合には、複数区分での申請が可能である。

例えば、登録第69号の「越前がに」は、第12類（その他水産動物類ずわいがに）及び第

24類（加工魚介類その他第1号から前号までに掲げるもの以外の加工魚介類（ゆでずわいがに））の両区分で登録している。これば、生のかにでも、ゆでたかにでも、同一の名称で、特性に変わりがなく、一体の産品として認識されているためである。

⑤ 明細書

明細書は、生産者団体ごとの産品基準であり、申請書に添付して提出が必要となる（GI法7条2項）。産品基準の具体例として、また、登録申請は、複数の生産者団体が行うことが可能であり、生産者団体ごとに異なる明細書（但し、申請書に記載する産品の特性の範囲内である）を提出することもできる。例えば、申請書に記載された産品の特性の範囲が糖度10～20度である場合、生産者団体Aの明細書において、糖度11～13度、生産者団体Bの明細書において糖度15～17度、生産者団体Cの明細書において糖度18～20度と記載することができる。

⑥ 生産行程管理規定

地理的表示保護制度は、名称に結びついた産品の特性も併せて登録し、保護する特徴を有するため、生産者団体は、産品の特性についても、自ら作成し、登録する申請書の内容に沿った品質を担保することが必要である。そのために、生産者団体は、申請書の内容に反しないように明細書を作成又は変更し、生産者団体の構成員である生産者の生産方法が、明細書に適合して行われるようにするために必要な指導、検査その他の業務を行う。また、その確認や指導等の実績を報告書として国に提出・保存する（「生産行程管理業務」）（GI法2条6項）。かかる一連の業務を整理した規定を生産行程管理規定として、申請書に添付し提出する。

⑦ その他

地理的表示保護制度は、産品の名称と共に産品の品質も登録するため、登録申請手続きの中で、農水省の審査官が必要に応じ、現地調査を行う。現地調査において、名称の使用実態や産品の特性、地域との結び付き、生産地の範囲の妥当性、生産行程管理業務の実施体制等について、生産者団体の担当者に面談を行う。

(3) 登録等

登録が認められると、登録番号及び登録の年月日、

申請内容等が特定農林水産物等登録簿に記載される（GI法12条2項）。

他方、登録を拒否する場合は、生産者団体に対し、拒否した旨とその理由が書面により通知され（GI法13条3項）、また、農水省のウェブページで登録拒否の年月日、申請者の名称、登録拒否の理由等について公表する。例えば、「砂丘らっきょう（サキユウラッキョウ）、SAKYU RAKKYOU」は、GI法13条1項第4号イに該当することを理由として拒否となった。申請者が登録又はその拒否に不服がある場合、異議申立制度や無効審判請求制度が設けられていないため、行政不服審査法、行政事件訴訟法に基づき当該処分を争うことになる。



(4) 登録後の手続

生産者団体は、登録日から1ヶ月以内に登録免許税（9万円）を納付する（商標登録と異なり、この登録免許税以外に出願費用や印紙代は不要である）。登録免許税の支払い後、上に掲載する特定農林水産物等登録証が生産者団体に交付される（GI法施行規則14条）。また、農林水産省はウェブサイト上で、明細書、生産行程管理業務規定等を公表する。なお、登録に至らなかった場合、登録免許税を負担する必要はない。

また、地理的表示の登録は、更新がなく、登録されると登録が取り消されない限り存続する。

(5) GI法と商標法の関係

- ① GI法13条1項4号ロにより、登録申請する名称が登録商標と同一・類似である場合、地理的表示の登録申請は拒否される。例外として、当該登録申請を行う生産者団体が同登録商標にかかる権利を有する場合やその承諾を得た場合は、地理的表示の登録が認められる（同条2項）。
- ② 地理的表示が登録された場合、同登録より前の商標登録出願等（不正の目的の場合を除く）に係る登録商標を商標権者等が使用する行為については、GI法の使用規制は及ばない（GI法3条2項、3項）。
- ③ 他方、地理的表示の使用については、商標法26条3項により商標権の効力は及ばない。

(6) 不正使用の対応

① 不正使用とは

地理的表示が登録されると、登録された産品を販売、宣伝広告、輸出、輸入する者は、産品そのもの、パッケージ、広告、価格表若しくは取引書類（インターネット上の情報を含む）に地理的表示を使用することができ、それ以外の者の使用は不正使用となる。例外として、登録産品を原材料として使用した加工品に使用する場合、先使用が認められる場合、地理的表示の登録前に出願された商標登録（不正目的の場合を除く）の商標の使用に当たる場合には不正使用に当たらない。

② 対応

商標権と異なり、GI法では差止請求権、損害賠償請求権や廃棄請求権等は設けていない。その代わりに不正使用について、何人も農林水産大臣に申し出て、適切な措置を取るよう求めることができ（GI法35条）、農林水産大臣は、違反者に対し措置命令により地理的表示又は類似等表示の除去、抹消等を命ずることができる（GI法5条）。さらに、罰則として、地理的表示の不正使用の場合、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は併科、GIマークの不正使用の場合は3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科等が規定されている（GI法39条、40条）。

3. 商標（地域団体商標）と地理的表示の特徴を活かした選択、使い分け

商標（地域団体商標）と地理的表示のどちらの登録を取るべきかというご質問を受けることがあるが、両者ともブランドマネジメントにおける手段であるため、知財戦略全体をデザインして、特徴をいかしていずれか選択する場合もあれば、それぞれの強みを期待して双方登録することもある。

- ① 地域団体商標では出願人に法人格が要求されているのに対して、地理的表示法では法人格のない生産者団体（例えば、〇〇ブランド推進協議会）も申請できる。よって、法人格のない生産者団体の場合、地理的表示の登録を選択する。例えば、地理的表示登録第1号の「あおりカシス」の登録生産者団体は、あおりカシスの会である。
- ② 地理的表示制度では、周知性は要件ではないため、概ね25年以上の実績はあるものの、周知と認められることが難しい場合は、地理的表示の申請を選択する。但し、地理的表示の取得、その後の活用により周知になれば、商標（地域団体商標）の出願登録も検討できる。
- ③ 地理的表示の場合、名称から産地や特性が特定できれば、「いぶりがっこ」「すんき」のような地名を含まない名称や「水戸の柔甘ねぎ」のような創作的な（構成中に識別力のある語を含む）名称も登録でき、名称の登録要件については地団商標よりも広いものとみることができる。
- ④ 前述のとおり、地理的表示制度は、自然条件、伝統的製法など生産地域との結び付きを有し、特性が確立したものであることが要件となる。そのため、消費者、需要者の嗜好に応じて、ある程度流動的、柔軟に品質を設計したい場合には、商標（地域団体商標）の方が対応可能である。
- ⑤ 不正使用に対し、自らの判断で差止請求、損害賠償請求を行うことを想定する場合には、商標（地域団体商標）の方が対応可能である。
- ⑥ 地域ブランドとして、幅広い多種多様なバリエーションで設計する場合には商標（地域団体商標）の方が対応可能である。例えば、地域団体商標「能登井」（第5459266号）は指定役務を「石川県珠洲市・能登町・穴水町・輪島市における石川県奥能登産の食材を使用した丼物の提供」であり、海産丼、豚丼、牛丼、ローストビーフ丼等地

場でとれた旬の魚介類、能登で育まれた肉類・野菜又は地元産の伝統保存食を具材とする丼物を全て「能登井」としてカバーしている。このようなブランド戦略を取る場合には、商標（地域団体商標）の方が対応可能である。

- ⑦ オンラインショッピングを積極的に活用する戦略の場合、地理的表示制度では、明細書等により確立された製品の品質を農水省ウェブサイトで公示するため、オンラインの宣伝広告において製品の品質をアピールしやすい強みがある。

4. 相互保護（海外における保護）

- (1) 平成28年12月26日のGI法改正前は、個別の生産者団体による申請・登録が地理的表示としての保護の前提となっていたが、同改正法により、国際協定による地理的表示の相互保護が可能となった。具体的には、平成28年改正GI法23条において、農林水産大臣は、我が国がこの法律に基づく特定農林水産物等の名称の保護に関する制度と同等の水準にあると認められる特定農林水産物等の名称の保護に関する制度を有する外国であって、一定の条件に該当すると相互に特定農林水産物等の名称の保護を図るため、当該締約国の同等制度によりその名称が保護されている当該締約国の特定農林水産物等について指定をすることができることになった。
- (2) 上述のような国際協定による地理的表示の相互保護の一環として、日EU・EPA（経済連携協定）により、リストに掲載する相手国のGI産品（EU側71産品、日本側48産品）について、公示手続及び審査を経た上で、協定発効の日から自国のGIとして保護することになった（2017年12月にEPA交渉を妥結し、2018年7月にEPA署名を行い、2019年2月に⁶⁾EPA発効となった）。
- (3) 上述の日EU・EPA（経済連携協定）を受けて、GI法の改正法（平成30年12月7日法律第88号（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律））が2019年2月1日に施行された。改正の主たるポイントは、以下のとおりである。
- ① 改正前の地理的表示法では無期限に認められた先使用期間を原則として7年に制限したこと。但

し、日本国内の GI 登録製品の生産地と同一の地域で生産されている先使用品については、GI 登録製品との混同を防ぐのに適当な表示を付せば、7 年経過後も先使用が可能である。

- ② 広告等における特定農林水産物等の名称の表示を規制したこと
- ③ 改正前は GI マークの表示は義務であったが、同マークの表示は任意になったこと
- ④ 文字や国旗等を組み合わせた結果、GI 製品と誤認させるおそれのある表示も規制対象としたこと

5. 弁理士業務における農水知財の位置付け

前述のとおり、農水省の積極的な取り組みを受け、アグリビジネス分野でも弁理士の更なる活躍が期待されている。具体的な業務内容として、これまでの弁理士としての知識、経験、知見等を活かせる場面と農林水産業固有の特徴があり、工業製品やブランドビジネスとは異なると感じる場面がある。しかし、就農者の高齢化対策として IoT 技術の導入や、ブランド農産品の流通拡大等の要請を背景として、アグリビジネス分野で知的財産権の効果的な活用は必須である。これまでの経験をいかしながらアグリビジネス分野の業務

にチャレンジし、専門家としての新しい分野を開拓していただければ幸いである（関心はあるが、どこから始めたら良いか分からないという先生は、ぜひ農林水産知財対応委員会へのご参加をお待ちしております）。

(注)

- (1) 農水知財基本テキスト編集委員会編「攻めの農林水産業のための知財戦略～職の日本ブランドの確立に向けて～農水知財基本テキスト」289 頁
- (2) 地理的表示に関する国際条約、EU 法の考察等について、茶園成樹「地理的表示と商標」パテント 2017 Vol. 70 No. 11 (別冊 No. 17)
- (3) 日本国際知的財産保護協会「諸外国の地理的表示保護制度及び同保護を巡る国際的動向に関する調査研究」
- (4) 各国の GI 制度について、前掲「「攻めの農林水産業のための知財戦略～職の日本ブランドの確立に向けて～農水知財基本テキスト」289 頁」320 頁、日本の GI 制度について、sui generis 型と評価する考え方（中嶋和昭「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律について」パテント Vol. 68 No. 7）
- (5) http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/process/index.html
- (6) 地理的表示法の改正について、辻本直規「地理的表示保護制度が変わります～高いレベルでの地理的表示 (GI) の保護に向けて～」IP ジャーナル 8 号 (2019. 3)

(原稿受領 2019.11.29)